

施策の展開

基本理念「あふれる笑顔 こどもの輝く未来 かどま」

(①子どもの育ちの視点)

基本目標 1

一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

- 基本施策 1 質の高い幼児期の教育・保育の提供及びつながりのある教育の推進
- 基本施策 2 学校教育の推進と教育環境の充実
- 基本施策 3 子どもが健やかに成長できる環境づくり
- 基本施策 4 障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの支援
- 基本施策 5 子どもや子育て家庭が安全に安心して過ごせるまちづくり

(②家庭での子育ての視点)

基本目標 2

安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

- 基本施策 1 多様な子育て支援サービスや相談の場の提供
- 基本施策 2 母子保健・医療の充実
- 基本施策 3 子育て家庭への経済的支援
- 基本施策 4 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 基本施策 5 子育てと仕事の両立のための環境整備

(③地域での支え合いの視点)

基本目標 3

子どもや子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

- 基本施策 1 子どもや子育てを見守り支える地域活動の推進
- 基本施策 2 児童虐待への対応
- 基本施策 3 子どもの貧困対策の推進

基本目標 1 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

基本施策 1 質の高い幼児期の教育・保育の提供及びつながりのある教育の推進

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前の子どもの豊かな育ちや生きる力の基礎を培う教育・保育を総合的に充実させていくことが必要です。

本市では、教育・保育ニーズの変化へ適切に対応していくとともに、就学前の教育・保育施設を一体的にとらえ、それぞれの設置目的や理念・制度の違いを超えて、育てたい子どもの姿や育ちを共有し、就学を見据えた教育・保育を小学校とともに実践していくために策定した「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム」を通じ、一人ひとりの子どもの発達に応じた質の高い教育・保育を提供します。

また、「小1プロブレム」などの問題を解消し、子どもが教育・保育施設から小学校へ円滑に移行できるよう、就学前後の交流・連携を深めることで、子どもの発達や学びの連続性の確保に努めます。

NO	個別施策	取組内容
1	総合的な幼児教育・保育の提供	乳幼児期の子どもに対し、保育の必要性と必要量に応じた保育を提供するとともに、発達段階に応じた豊かな感性を養い基本的な生活習慣を身につけるなど、人格形成の基礎を培うための総合的な幼児教育・保育を提供します。 また、幼児教育・保育を一体的に提供することができる認定こども園の普及を促進します。
2	幼稚園教諭・保育士等の確保と資質の向上	教育・保育の質を高めるため、幼稚園教諭・保育士等の確保に向けた取組を進めるほか、資質及び専門性の向上を図るための研修の受講を促進します。 また、就学前の教育・保育施設を一体的にとらえ、それぞれの設置目的や理念・制度の違いを超えて、育てたい子どもの姿や育ちを共有し、就学を見据えた教育・保育を実践します。
3	教育・保育施設的环境整備	教育・保育施設における子どもの安全を確保するため、施設の老朽化や改善点を踏まえ、計画的な環境整備を行い、安全・安心な教育・保育の場の確保に努めます。
4	幼児教育・保育と小学校との交流・連携の強化	総合的な幼児教育・保育を行うため、合同研修やさまざまな交流の場を確保し、幼稚園・保育所・認定こども園等での連携を深めます。 また、小学校へ円滑に移行できるよう、合同研修や幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の情報交換や課題検討等の機会を通じて、5歳児と小学1年生の架け橋期におけるカリキュラムを策定し、就学前後の途切れのない育ちの確保に努めます。

基本目標 1 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

基本施策 2 学校教育の推進と教育環境の充実

小・中学校学習指導要領では、子どもの知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」としていくため、これまでの教育実践の蓄積に基づき、授業の工夫・改善を進め、言語能力の確実な育成や、理数教育・外国語教育・体験活動等の充実を図ることとされています。

本市では、子どもの発達や学習の連続性を重視するとともに、学ぶ意欲や自尊感情を高める取組を推進することで、「健やかな体」「豊かな心」「確かな学力」をバランスよく育む教育環境を整備します。

また、本市の特徴を生かした教育を推進しつつ、子ども一人ひとりの悩みや不安を解消できるよう関係機関と連携を図りながら、教育内容や指導・相談体制を充実することで、本市のめざす子ども像である「将来の自立をめざして自分の生き方を見つける子ども」の育成に努めます。

NO	個別施策	取組内容
1	教育環境の充実	子どもたちを取り巻く環境や教育内容の大きな変化に対応していくため、「門真のめざす教育とこれからの学校づくり実施方針」に基づき、学校の統合や校区の見直し、義務教育学校の設置などによる新たな学校づくりを進め、児童・生徒が安心して過ごせる教育環境の整備に努めます。 また、学校と地域、家庭等との連携を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。
2	確かな学力の育成	児童・生徒の「主体的に学びに向かう力」「課題を発見する力」を伸ばすために、令和の日本型学校教育の実現に向けて、伴走チームによる授業改善や校内研修のサポートのもと、「子ども主体の学び」と「探究的な学び」を推進します。
3	豊かな心の育成	生命を大切にし、他人を思いやる心や公正さを重んじる心、伝統や文化を尊重する心など、人格形成の基盤となる豊かな心を育成するため、学習指導要領に則り、「特別の教科 道徳」において各学年の発達段階に応じた道徳教育を推進するとともに、さまざまな体験活動の一層の充実を図ります。
4	思春期保健対策の充実	予期しない妊娠等が増加するなか、学習指導要領に則った性に関する指導を始めとする、正しい知識の啓発につながる性教育に努めます。 また、未成年の飲酒や喫煙を防止、薬物乱用防止に関する教育の実施や知識の普及など、家庭や学校等関係機関と連携した思春期の保健対策の充実を図ります。
5	食育の推進	学習指導要領及び学校において策定する「食に関する指導の全体計画」に基づき、栄養教諭による出前授業を実施するなど、児童・生徒に対する食育の推進に努めます。
6	環境学習の充実	学習指導要領に則った環境教育の充実努めます。 また、環境問題とリサイクルに対する意識を啓発するため、各教科や総合的な学習の時間等において、施設見学やさまざまな体験活動を通じた環境学習を推進します。

基本目標1 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

基本施策2 学校教育の推進と教育環境の充実

NO	個別施策	取組内容
7	「グローバル」な人材の育成	国際社会において、本市から世界に通用する「グローバル」な人材を育成するため、ALTや小学校英語専科教員等による英語教育を推進します。
8	キャリア教育の推進	本市のめざす子ども像である「将来の自立をめざして自分の生き方を見つける子ども」の育成に向けた教育を推進するため、「門真市キャリア教育指針」に基づき、小・中学校9年間の連続した学びの中で、将来の自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を実施します。
9	教育ICT環境の整備	ICT技術を活用し、多様な課題に対して、必要な情報を収集する力や自ら解決に向かう思考や力を育むほか、一人ひとりに応じた個別最適化された学びを実現するため、小中学校において児童生徒が1人1台のパソコンを十分に活用できる環境を整備するとともに、ICT機器を効果的に活用した授業づくりを進めます。
10	地域とともにある学校づくりの推進	地域とともに子どもたちの成長に向けた共通の目標や見通しを持ち、各学校で「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置し、学校運営への保護者・地域住民等の声の反映や、学校の方針や実情をもとに保護者・地域住民と共に学校への支援活動を推進するなど、連携・協働することで、より充実した教育につなげます。

基本目標1 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

基本施策3 子どもが健やかに成長できる環境づくり

子どもが地域の中で健やかに育ち、「生きる力」を身につけるためには、多様な体験をととした豊かな学びの機会をつくることが求められます。

地域住民や団体・企業などと連携し、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、公共施設などにおいても、さまざまな機会を捉えて多様な学びや創造性を育むための文化・学習活動や、健やかな体の育成につながるスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

また、子どもが地域で安全に安心して過ごすことができるよう、犯罪の防止や交通安全の確保に努めるとともに、社会環境における有害な情報から守るための取組を実施するほか、放課後等において、子どもの健全な育成が図られるよう、放課後児童クラブをはじめとした子どもの居場所づくりに努めます。

NO	個別施策	取組内容
1	健やかな体の育成	<p>子どもの体力低下傾向が進む中、さまざまな機会を通じて子どもがスポーツに積極的に触れる機会を増やし、健康の増進や体力の向上を図ります。</p> <p>また、門真市生涯スポーツ推進協議会をはじめとする各種スポーツ・レクリエーション団体との協働により、子どもへのスポーツの振興に取り組むことで、子どもの健やかな体の育成に努めます。</p>
2	文化活動の推進	<p>文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進する中で、まちなかでの音楽イベントや文化活動団体と学校との連携、クラブ活動の支援等の取組を通じ、子どもが文化芸術に触れる機会の充実に努めます。</p> <p>また、すべての赤ちゃんと保護者に、絵本に親しむきっかけとしてもらうとともに、図書館情報を直接届けるブックスタートに取り組むほか、ボランティアによる絵本の読み聞かせやおはなし会、えほんのひろば、図書館見学・一日図書館員等の取組を通して、子どもが本と出会える機会と場の提供に努めます。</p>
3	公共施設を活用した体験・講座の充実	<p>放課後等に学校施設を活用した放課後子ども教室を実施し、企業・団体等の協力を得て、個々の学校の児童の状況を踏まえたスポーツ・文化芸術等様々な分野の体験プログラムを提供するほか、市立公民館や市民プラザにおいて子どもの英会話講座を実施するなど、子どもの学びや成長につながる体験・講座の充実を図ります。</p>
4	子どもの心に関する相談体制の充実	<p>子ども悩み相談サポートチームや教育支援ルーム「かがやき」などの積極的な活用を通して、不登校を始めとした子どもの心の問題の解決を図るとともに、関係機関との連携を密にし、一人ひとりに対応できる相談体制の充実に努めます。</p>
5	青少年の健全育成	<p>青少年指導員や青少年育成協議会等の関係機関と連携を図り、パトロールを実施するなど、地域に根ざした少年非行対策を講じます。</p> <p>また、有害サイトによる被害や有害情報環境から子どもを守るため、違法・有害な情報を選択的に排除できるフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）の周知を行うなど、学校やPTA協議会等と連携し、子どもが被害に遭わないための周知・啓発に努めます。</p>

基本目標1 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

基本施策3 子どもが健やかに成長できる環境づくり

NO	個別施策	取組内容
6	放課後の子どもの居場所づくり	<p>市内の全小学校において放課後児童クラブを実施し、適切な遊びと生活の確保や異学年との交流を通じた集団活動を推進することにより、放課後における児童の健全育成を図ります。</p> <p>また、保護者の就労形態の多様化や共働き世帯の増加などに対応するため、開設時間の延長や待機児童の解消を図るための取組を実施するなど、より良い環境での保育の提供に努めます。</p>
7	人権にかかる意識の醸成	<p>子どもの人権に関わる問題は、いじめや児童虐待、児童ポルノ等の性被害、体罰など依然として厳しい状況にあり、近年ではインターネットなどICTの発展に伴い、複雑化・多様化しています。</p> <p>子ども自身や保護者、そして市民全体に対して子どもの権利に対する意識啓発をするため、さまざまな機会をとらえて啓発活動に取り組みます。</p> <p>また、子どもたちに子どもの人権だけでなく、取り組むべき多くの人権課題があることを知ってもらうため、子ども版「かどま男女共同参画プラン」を作成するなどし、人権や性別にかかわらず多様な選択ができる意識の醸成につなげます。</p>
8	子どもの交通安全の確保	<p>子どもの交通安全への意識を高めるため、公立認定こども園・小学校において、警察等との共催による交通安全教室を実施します。民間保育所等に対しては、国からの通知などを適切に周知し、啓発に努めます。</p> <p>また、自転車事故を防止するため、小学生を主な対象として交通ルールや自転車の正しい乗り方を学ぶ「こども自転車運転免許証交付講習会」を実施するとともに、自転車を安全に利用する意識の向上を目的として「門真市自転車安全利用に関するマナー条例」の更なる周知に取り組みます。</p>

基本目標 1 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

基本施策 4 障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの支援

障がいのある子どもの健やかな育成を支援するためには、就学前教育・保育施設、小・中学校、療育関係機関などとの連携により、一人ひとりの障がいの状況や特性などを把握し、成長段階に応じたきめ細かな支援体制を構築することが必要です。

障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な療育支援を行う障がい児通所支援や医療的ケア児等への支援などの充実を図るとともに、地域社会への参加や「共に学び、共に育つ」教育環境の充実に努め、乳幼児期からの切れ目のない一貫した支援体制の構築を目指します。

NO	個別施策	取組内容
1	障がいの早期発見・相談支援	乳幼児健康診査を通じて発達障がい等の早期発見・早期対応に努めるとともに、こども家庭センターやこども発達支援センターなどにおいて子どもの発達に不安を持つ保護者の相談に応じ、関係機関へつなぐなど、支援の充実を目指します。 また、こども発達支援センターにおいて、相談会や保護者同士の交流などを行うなど、保護者の不安や悩みを和らげる取組を進めます。
2	療育体制の充実	こども発達支援センターにおいて、一人ひとりの障がいの状況や特性に応じて集団療育や機能回復訓練、作業療法、言語療法等の療育を提供するほか、民間事業所の活用などにより、社会的な自立を目指した療育の充実を図ります。 療育の提供は、主に就学前の子どもに対しては児童発達支援、就学後の子どもに対しては放課後等デイサービス、重度の障がいの状態等のために外出が困難な子どもに対しては居宅型児童発達支援により実施します。 また、発達に課題のある子どもに対しては、個別療育やグループ療育を実施し、社会適応能力の向上を図ります。
3	障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの教育・保育の充実	集団の中で障がいのある子どもの発達を保障し、個々の状態に応じて可能性を伸ばすことができるよう、公立認定こども園において、必要な職員の配置、研修の充実等に努め、体制の整備を図ります。民間園に対しては、障がい児等を保育するにあたり必要となる経費に対する補助を行い、障がい児等の受け入れ体制の強化を図ります。小中学校においても、支援教育支援員や介助員、看護師等の配置に努めるほか、支援教育に関する研修等の充実を図ります。 また、保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校等に通う子どもの行動観察と所属する機関の職員の相談に応じる巡回相談を行うほか、子どもの集団生活への適応に向けた専門的な支援等を行う保育所等訪問支援の実施に努めます。
4	障がい福祉サービス等の提供	障がいのある子どもに対し、居宅で入浴、排せつ、食事などの介護を行う居宅介護、外出時の介助等を行う行動援護、日常生活における基本的動作の習得などの療育等を行う障がい児通所支援、介護ができない場合に短期間預かる短期入所や、相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などのサービスを提供します。
5	地域における障がい児支援の充実	障がいのある子どもが身近な地域で安心して暮らせるように、こども発達支援センターにおいて、保護者の相談支援や地域の保育所等に通う児童への支援を行う保育所等訪問支援を実施します。 また、学校現場をはじめとした関係機関と連携し、切れ目のない支援を目指します。
6	障がい児に関係する機関のネットワーク体制の充実	障がいの早期発見から支援に至るまで、個々の状況に応じた総合的な支援を行うため、福祉・教育・医療等の各関係機関が課題等の情報共有や、ケース会議等を通じて、必要となる取組についての相互の連携強化に努めます。
7	障がいのある子どもがいる家庭への経済的支援	障がいのある子どもがいる家庭を対象に特別児童扶養手当や障がい児福祉手当など、障がいのある子どもの福祉の増進を図ることを目的に、継続して支援体制の維持に努めます。
8	医療的ケア児等に対する支援の拡充	関係機関や民間の障がい福祉サービス事業者等と医療的ケア児に関する課題共有を図るとともに、こども発達支援センターへの医療的ケア児等コーディネーターの配置します。 また、医療型障がい児入所施設等へ短期入所事業の実施を働きかけるなど、支援の充実を図ります。

基本目標1 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

基本施策5 子どもや子育て家庭が安全に安心して過ごせるまちづくり

本市では、全国的な傾向と同様に人口減少や高齢化が進んでおり、特に子育てをしている、またはこれから子育てをする若い世代の転出傾向が続いており、子育て世代の定住促進が課題となっています。

門真市都市計画マスタープランでは、「子どもが育ち 魅力が育つまち 門真」を都市づくりの将来像として掲げ、子育て・教育のイメージ向上や職住近接のまちづくり、市街地の防災対策等を重点プロジェクトとしており、現在、京阪古川橋駅北側に整備を進めている生涯学習複合施設においても「地域とともにコミュニティを育む文化・学習の交流拠点」をコンセプトとし、子どもや子育て家庭も気兼ねなく利用できるエリアを設けるなど、子どもがいきいきと学び・育つ環境の形成や、子育て世代が暮らしやすい環境の充実に取り組んでいます。

子育て世代の定住や本市への移住を促進するため、計画的に子どもや子育て家庭をはじめ、誰にとってもやさしいまちづくりを進めます。

NO	個別施策	取組内容
1	長期的な視点を持った子育て支援施設の再編・整備	本市では、より使いやすい施設への転換や既存施設の有効活用等をコンセプトに公共施設の再編を進めています。 こども発達支援センターをはじめとする子育て支援施設についても長期的な視点をもったサービスの提供を実現するため、門真市公共施設再編計画に基づき、施設の移転・整備等を進めるとともに、機能の見直しなどを行います。
2	良質な居住環境の確保	子育て世帯にとって良質な居住環境を確保するため、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の確保に向け、大阪府や民間事業者との連携を深めます。
3	公園等の整備	子どもが安心してのびのび遊べるよう、子どもの遊び場としての公園等の整備を行い、必要に応じて子どもたちが事故やけがをしないよう遊具の改善を行うとともに、安全性を確保するため、遊具等の安全点検や更新、樹木の管理等に努めます。
4	安全・安心な道路交通環境の整備	通学路の交通安全対策等、昨今の重点的な課題を踏まえながら、交通安全対策の一環としての道路交通安全施設（道路反射鏡や道路照明灯、カラー舗装、区画線、路面シート等）の設置及び改良等を実施します。
5	犯罪を未然に防止するまちづくり	子どもたちを街頭犯罪から守るため、「門真市防犯カメラ設置事業基本方針」に基づき防犯カメラの設置を進めるとともに、防犯灯の設置及びLED化を促進することにより、犯罪を抑止し、安全・安心なまちを目指します。
6	災害に備えた取組の充実	災害発生時に、子育て家庭に配慮した避難所運営ができるよう、授乳室の設置や乳児用の粉ミルクやほ乳瓶、おむつなどの備蓄物資の充実を図ります。 また、子どもへの防災知識の普及啓発のため、学校教育等あらゆる機会を通じて、児童・生徒に対する防災教育を実施します。

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

基本施策1 多様な子育て支援サービスや相談の場の提供

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援のもと、すべての子育て世帯が安心して、妊娠・出産、子育てができるよう、身近な場所で気軽に育児等に関する相談や保護者同士の交流及び仲間づくりなどができる場を設けるほか、きめ細かく柔軟な子育て支援サービスを展開することで、保護者の子育てにかかる不安や負担の軽減に努めます。

また、保護者が必要とする支援やサービスを適切に利用できるよう、さまざまな機会を捉えて子育て支援情報を発信するとともに、市役所窓口等において各種子育て支援サービスを丁寧に案内するなど、円滑な利用に向けた支援を行います。

NO	個別施策	取組内容
1	子育て支援施策の周知	子育てに関する支援やサービスを必要とする人が適切に利用できるよう、広報紙のほか「かども子育て支援まっぶ」による支援内容の周知や、「門真市子育て応援サイトすくすくひよこナビ」、「門真市子育て支援アプリかどびよ」を通じて情報発信を行うなど、さまざまな媒体や機会を通じて、子育て支援に関する情報提供や周知を行います。
2	地域子育て相談機関の設置	市民に身近な子育て相談機関の設置により、全ての妊産婦及び子どもとその家庭の相談に応じ、必要な情報の提供や助言、必要な支援につなげるとともに、こども家庭センターや関係機関と共同して継続的な地域での見守りを行います。
3	こども家庭センターでの相談支援	こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉が連携・協働して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援及び児童虐待への予防的な対応を行うことができる相談支援体制を構築するとともに、関係機関によるネットワークづくりに努めます。
4	保育コンシェルジュの配置	保護者のニーズに応じて、幼稚園・保育所・認定こども園等の利用をはじめ、さまざまな子育て支援サービスの円滑な利用に向けた支援を行うため、市役所窓口で専門相談員を配置します。
5	外国につながる子ども・保護者への支援	子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育むよう努めるほか、外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対し、状況に応じて個別の支援を行うよう配慮します。
6	地域子育て支援拠点事業	本市全域（南部：なかよし広場、北部：ひよこる～む）で遊びの場の提供や子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施することで保護者や子どもが仲間づくりや子育てに関する情報交換ができる機会を提供するとともに、子育てに関する悩み事に対し相談支援を実施し、必要に応じた助言や情報提供を行います。
7	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の疾病や育児疲れ等の理由で、家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合に児童養護施設等において、一定期間保護を行う「ショートステイ」、保護者が仕事などの理由で平日の夜間または休日に保護する「トワイライトステイ」を実施します。
8	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	幼稚園・保育所・認定こども園や放課後児童クラブの送り迎えなどの子育て支援の援助を行う人（協力会員）と援助を必要とする人（依頼会員）の相互支援活動を推進するファミリー・サポート・センターの運営を行います。また、支援ニーズに応じてコーディネートを行うなど、活動の充実に努めます。

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

基本施策1 多様な子育て支援サービスや相談の場の提供

NO	個別施策	取組内容
9	一時預かり事業	保護者の疾病や急用、短期のパートタイム就労などにより、一時的に保育を必要とする子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園等において一時預かりを実施します。
10	病児・病後児保育事業	就労等の事情で病児（病児）や病気の回復期（病後児）にある子どもを家庭において保育することが困難な場合に、看護師、保育士等がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の家庭と就労の両立を支援する病児・病後児保育を実施します。 また、市全体における病児・病後児保育事業の利用状況や利用ニーズを踏まえ、施設整備等について検討するなど、適切な提供体制の確保に努めます。
11	育児サポートセンター事業	乳幼児健診等を通じて、子どもの発育・発達につまずきなどを早期発見し、支援の必要性が認められた乳幼児やその保護者を対象に、集団保育の場を通じて、育児に対する助言や指導等を行います。
12	教育・保育施設における相談機能等の充実	保育所、認定こども園等において、地域の子育て家庭に対する相談、情報発信等の機会を充実し、身近な地域での相談機能の強化を図るほか、地域の親子が交流できる場を確保します。
13	女性の悩み解決のサポート	女性サポートステーションWESSにおいて、子育てを含む女性が抱えるさまざまな悩みや問題を解決するための相談を受け付けるとともに、女性の働き方や自己実現に応じた保育サービスなどの必要な情報を提供します。

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

基本施策2 母子保健・医療の充実

妊娠から出産、子育てまで、母子ともに健やかに過ごすことができる環境づくりが求められています。

安心して出産・子育てができるよう、健康診査や健康相談等の母子保健事業をきめ細かに実施し、妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期を通じて母子の健康を確保するとともに、地域における支援体制の充実や医療機関等との連携強化を図ります。

NO	個別施策	取組内容
1	妊産婦の健康診査の受診を促進	<p>妊娠期の高血圧症の予防や飛び込み出産のリスクを防止し、安心して出産を迎えてもらうために実施する妊婦健康診査や、産後まもない時期の疲労や育児に伴う身体的・精神的な負担が大きい時期の母親の体調を確認するための産婦健康診査の受診をさまざまな機会を通じて促します。</p> <p>また、各健診を通じて、支援が必要な母子を把握し、保健師による支援を行うとともに、適切なフォローを展開するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施します。</p>
2	妊産婦の健康診査等の費用負担を軽減	<p>妊婦健康診査や産婦健康診査による経済的負担を軽減するため、受診にかかる費用の一部を助成するほか、妊婦歯科健康診査の費用を全額公費負担します。</p> <p>また、住民税非課税世帯又は同程度の所得水準にある妊婦が、経済的負担を理由に受診を控えることがないように、初回の産科受診料を支援します。</p>
3	伴走型相談支援と妊娠・出産に伴う経済的支援	<p>妊娠期から子育て期までの切れ目のないきめ細かな支援を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成し、育児に関する不安や負担を軽減するとともに、育児の孤立化を防ぎ、児童虐待の予防や早期発見につなげます。</p> <p>合わせて、妊娠・出産時の関連用品の購入や子育て支援サービス等の利用にかかる費用負担の軽減を図るための経済的支援を実施します。</p>
4	産後ケア事業	<p>退院直後から出産後4か月未満の産婦及び乳児を対象とする宿泊型・デイ型、また退院直後から出産後1年未満の産婦及び乳児を対象とするアウトリーチ型のケアを提供することで、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。</p>
5	乳幼児健康診査	<p>乳幼児の健康の保持・増進を図るため、成長・発達の節目となる時期である4か月児・1歳6か月児・2歳6か月児（歯科）・3歳6か月児に対する健康診査を実施するとともに、乳児期に医療機関で受診ができるよう、乳児一般健診・後期健診の受診券を交付します。健診において経過観察が必要な場合には、発達等の相談も含め経過観察健診を実施します。</p>
6	予防接種事業	<p>乳幼児の感染症を予防し、健やかな成長を育むため、各種予防接種の費用を助成します。事業の周知に努めるとともに、予防接種を受けやすい環境の整備に努め、ワクチンの接種率の向上を図ります。</p>
7	不安を解消し交流の場となる相談・講習等の充実	<p>妊娠、出産、育児についての知識を深めてもらうとともに、妊婦同士の仲間づくりや交流の場として、かどママパパ教室（妊婦教室）を実施するほか、栄養に関する知識を深め、正しい食生活や食習慣を身につけてもらうため、乳幼児の保護者を対象に離乳食の調理実演や試食を行う講習会を開催します。</p>
8	不妊に悩まれる方への支援の周知	<p>大阪府不妊専門相談センター（ドーンセンター内）で実施している不妊に関する悩みの相談などの事業や、不妊治療にかかる経済的支援として実施している大阪府の不妊に悩む方への特定治療支援事業の啓発を行います。</p>

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

基本施策2 母子保健・医療の充実

NO	個別施策	取組内容
9	孤立を防ぐ訪問活動の充実	<p>乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）として、生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児不安などに関する相談及び助言・健診の案内・子育て支援サービスの情報提供を行い、育児の孤立化を防ぎます。</p> <p>また、支援が必要な乳幼児や保護者に対して助産師、保健師等により家庭訪問を実施します。発育や発達面のつまずきや虐待の早期発見を目的に健診未受診者の家庭訪問も行います。</p>
10	小児医療・救急体制の充実	<p>医療機関と連携し、かかりつけ医を持つことの大切さを啓発するとともに、門真市保健福祉センター診療所並びに北河内こども夜間救急センターの体制整備等に努めます。</p>

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

基本施策3 子育て家庭への経済的支援

国際的な原材料価格の上昇や円安の進行などに伴う日常生活に密接なエネルギー・食料品等の価格上昇により、子育て家庭の家計への負担は増大しています。

経済的な不安を受けることなく、安心して出産・子育てができるよう、子育て等にかかる費用負担を軽減するための支援を適切に実施するとともに、家庭の状況に応じて必要な支援を円滑に受け取ることができるよう、分かりやすい情報提供や丁寧な相談支援に努めます。

NO	個別施策	取組内容
1	子育てに関する給付	高校生年代まで（18歳到達後の最初の年度末まで）の児童を養育している方に対し、児童手当を支給するとともに、制度の情報提供に努めます。
2	こども医療費の助成	子どもの健全育成及び児童福祉の向上を図るため、子どもにかかる医療費の一部を助成します。 また、国・大阪府及び府内各市町村の動向を勘案しつつ、財政状況等を踏まえ、制度の拡充について検討し、充実に努めます。
3	産前産後における経済的支援	子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から産前産後期間における国民健康保険料の一部を軽減します。 また、出産のために必要となる費用負担を軽減するため、門真市国民健康保険に加入している人を対象に出産育児一時金を支給します。
4	幼児教育・保育・療育の無償化及び副食費の補助	幼児教育・保育・療育の無償化を実施するとともに、無償化に伴い実費徴収となっている副食費に対して市独自で補助を行うことで、すべての子どもが質の高い幼児教育・保育を受け取ることができる環境を整えます。
5	学校給食の無償化	自校調理方式で提供している公立小中学校の学校給食に係る費用を無償とすることで、子育て世帯の経済的負担を軽減しつつ、子どもたちに安全・安心で、栄養バランスを考えたおいしい給食を提供します。
6	経済的理由により就学が難しい児童・生徒への支援	すべての子どもが等しく学ぶ機会を得られるよう、経済的理由により就学することが困難な児童・生徒の家庭に対して就学援助費を支給します。

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

基本施策4 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）の親と子が社会的に自立し、将来に希望を持ち生きがいに満ちた生活を送るためには、就労や住まいの確保をはじめ、親子それぞれの健康の保持・増進、安心して子育てができる環境の整備、子どもの教育支援、地域社会との関係づくりなど、生活全般にわたるさまざまな課題を解決し、ひとり親家庭等の自立を総合的に促進・支援することが必要です。

また、ひとり親家庭等の子どもたちが、その家庭状況によって差別されることなく、基本的人権が尊重されるとともに、子どもたち一人ひとりの意思や能力、可能性が最大限に尊重されるような施策の展開を図っていく必要があります。

ひとり親家庭等が社会における多様な家族形態の一つであるという基本的人権の考え方を基本として、地域社会や企業等と一体となって、子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等の親が、自らの力を発揮し、安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができるまちづくりを目指します。

NO	個別施策	取組内容
1	ひとり親家庭等への相談体制の充実と養育費の確保に向けた支援	ひとり親家庭等が必要とする制度やサービスを円滑に利用できるための情報提供の充実や、子育てや健康、就業に関することなど、多様な不安や悩み、相談に対応するための相談支援体制のさらなる充実を図ります。 また、子どもの健やかな成長に向け、ひとり親家庭等にとっての養育費の必要性を周知・啓発するとともに、養育費の取り決めや継続的な履行確保に向けた相談や支援を行います。
2	ひとり親家庭等における就労支援の充実	ひとり親家庭等が自立し安定した暮らしを送るための就労の促進に向け、関係機関や関係団体等と連携し、就労に関する相談支援や情報提供を行うとともに、就労支援体制を拡充します。
3	ひとり親家庭等への経済的支援	ひとり親家庭等の経済的支援に関する各種制度の情報提供と利用促進を進めるとともに、生活困窮者自立支援制度など他の自立支援策と連携しつつ、手当の適正な給付や資金の貸付業務、医療費助成の推進を図ります。
4	ひとり親家庭等への生活支援	生活全般において、子育て支援事業の優先的な提供、日常生活の支援、親子の健康づくりに向けた各種事業の実施、住まいの確保など、ひとり親家庭等のための支援体制の充実を促進します。 また、子どもの教育の機会均等を図るため、就学支援や学習支援を推進するとともに、居場所づくりや子ども自身の将来を見据えた取り組みを充実します。
5	ひとり親家庭等を支えるまちづくり	ひとり親家庭等がひとつの家族形態として尊重され、就職差別や住居制約等といった人権侵害を受けないよう、あらゆる人権が尊重される社会の実現をめざし、人権教育・啓発を推進します。

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

基本施策5 子育てと仕事の両立のための環境整備

社会情勢の変化により共働き世帯が増加するなか、近年においては男性の育児休業取得率が上昇傾向にあり、家庭における男性の育児参加が進みつつあります。

父母がともに子育てを行う環境づくりをさらに推進していくため、男性の子育てへの理解を促すための取組を実施するほか、育児休業の取得促進や子育て中の労働者に配慮した職場環境の整備など、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する周知・啓発に努めます。

NO	個別施策	取組内容
1	子育てと仕事の両立に向けた環境整備	産休・育休中の方への各種制度についての情報提供や、労働者が有給休暇、育児・介護休業などを取得しやすく、誰もがワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境づくりに向けた啓発に努めます。 また、就労等で子どもの保育を必要とする保護者を対象に就学前教育・保育施設等の利用申請を受け付けるとともに、育児休業からの復帰が円滑となるよう、就学前教育・保育施設等の利用調整時において加点を行います。
2	父親の育児参加の推進	父親の育児参加を促進するため、かどまママパパ教室（妊婦教室）及びパパびよ（0歳から1歳半前後の赤ちゃんと父親の集い）等の取組により、妊娠や育児への父親の理解を促すとともに、育児参加の大切さを啓発します。
3	女性の再就職の支援	求職中の女性に対し、就労サポートとして就労相談やキャリアカウンセリングを実施するとともに、就労支援機関の情報提供や再就職セミナーの実施など女性の再就職の支援に努めます。

基本目標3 子どもや子育て家庭を地域のみんなで支える環境づくり

基本施策1 子どもや子育てを見守り支える地域活動の推進

子育ての孤立化を防止するためには、地域社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが求められます。

地域社会全体で親子の学びや育ちを支える環境づくりを進めるため、世代間交流や地域で活動している団体、市民ボランティア等の養成や充実を図ります。

NO	個別施策	取組内容
1	子育て家庭が暮らしやすい地域環境の整備	乳児を抱える保護者等が気軽におむつ替えや授乳等ができ、安心して赤ちゃんとの外出を楽しむことができるよう、市内に設置している「赤ちゃんの駅」の充実に努めるとともに、設置の促進に努めます。
2	世代間交流や地域での交流活動の推進	子どもたちが地域の大人と交流することにより社会性を身につけ、地域に愛着を持つことができるよう、認定こども園や学校、地域子育て支援拠点等において、身近な地域の高齢者をはじめさまざまな世代との交流を促進します。 また、地域会議や校区福祉委員会での「子育てサロン」の取組等、子育てに関する意見・情報の交換ができ、地域における育児の孤立化を防ぐための交流活動を推進します。
3	家庭や地域の教育力の向上	市民プラザ等における家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うとともに、地域住民や団体、企業、商店、福祉施設等が地域ぐるみで子どもの育ちや子育てに積極的に関わり、支援する地域づくりを進めます。 また、家庭学習を推進するため、PTAと共同で作成した「門真市学びのススメ」を普及し、保護者や地域も含めた子どもの学習や育みを推進します。
4	子どもを犯罪等の被害から守るための地域活動の推進	青色防犯パトロールの巡回、地域の方々の協力による「キッズサポーター」、「子ども110番の家」を推進するほか、新小学校1年生に防犯ブザーを配付することにより、登下校時の子どもの安全を確保するとともに、門真市防犯協議会による地域での夜間パトロールや啓発キャンペーン等の取組を促進することで防犯意識の高揚を図り、子どもに対する犯罪の抑止・防止に努めます。 また、自治会等地域の団体が連携した街頭啓発運動、大阪府警の安まちメールの活用などにより、地域や子ども自身の防犯意識を高めるとともに、警察との連携を図ります。
5	子育て支援ボランティア等の養成	子育て支援の仕事に関心を持つ人に対し、必要な知識や技能を習得するための「子育て支援員研修」を実施し、地域における子育て支援の担い手を養成するとともに、子どもに対する絵本の読み聞かせ等、子育てに関わるボランティアの養成を図ります。

基本目標3 子どもや子育て家庭を地域のみinnで支える環境づくり

基本施策2 児童虐待への対応

児童虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすものであり、迅速かつ丁寧な対応が求められます。

国においても児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、令和4(2022)年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が策定され、児童福祉及び母子保健に関する包括的な支援を行うことも家庭センターの設置などの体制強化が求められています。

児童虐待の発生を未然に防ぐため、相談をはじめとしたさまざまな機会をとらえて家庭の状況を把握し、早期に保護者の育児不安や悩みが解消されるよう訪問等による援助・育児指導等の対応を行うとともに、児童虐待の早期発見につなげるため、地域や関係機関との連携強化を図ります。

NO	個別施策	取組内容
1	子育て家庭への総合的な相談・訪問支援	すべての児童が健全に育つことができるよう、家庭児童相談センターにおいて、18歳未満の子どものいる家庭におけるあらゆる問題について、家庭やその他からの相談に応じ、関係機関等と連携の上、適切な支援等を行います。 また、養育支援が特に必要と判断された家庭を対象に、養育支援訪問員の派遣等により助言指導などを行い、適切な養育環境の確保に努めます。
2	虐待の対応・連携体制の整備	地域や関係機関等と連携し、児童虐待の早期の発見・対応に努めます。児童虐待の予防と早期発見・早期援助のための連携を深めるため、子どもに関わる関係機関等や団体を構成員とする門真市要保護児童連絡調整会議を設置し、スーパーバイザーの助言のもと、要保護児童等に対する対応方針の検討や進捗管理を行います。 また、令和7(2025)年4月よりこども家庭センターを新たに開設し、児童福祉及び母子保健に関する一体的な相談支援を行い、多様化する事案に対応していけるよう連携強化を図ります。
3	ドメスティック・バイオレンスの防止	保護者によるドメスティック・バイオレンス(DV)を目の当たりにするといった面前DVが、子どもへ及ぼす被害を防止するため、広報などのさまざまな機会を通じて、DVの防止等に関する啓発活動に努めます。

基本目標3 子どもや子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

基本施策3 子どもの貧困対策の推進

(調整中)

NO	個別施策	取組内容
1	(調整中)	
2	(調整中)	
3	(調整中)	